

# 静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針 (R7.●策定)

概要版

令和2年  
地域住民としての外国人  
を対象とした「**静岡県地域  
日本語教育推進方針**」を  
策定(期間R2~R6)

- 取り巻く環境の変化**
- ・ 在留外国人の増加
  - ・ 国基本方針の策定
  - ・ 育成就労制度の創設

日本語教育の重要性 ↑  
新たに「**静岡県日本語教育基本方針**」を策定



## 第一章 日本語教育の推進の基本的な方向

目的	日本語教育の推進は <b>多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する</b> → 日本語教育機会の最大限の確保・水準の維持向上・理解関心の増進等
役割	<p><b>&lt;県の責務&gt;</b> 県全域の日本語教育体制整備(ネットワークづくり・市町等の体制整備支援)、方針の策定を行う</p> <p><b>&lt;各主体に期待される役割&gt;</b> 市 町: 域内の日本語教育の推進 事業主: 雇用する外国人等への学習機会提供等 協会: 自治体と連携した日本語教育の推進 留学生在籍機関: 就職・進学につながる日本語教育等 県 民: 多文化共生の地域づくりに参画 外国人 ▶ 日本語習得と地域活動への参加 日本人 ▶ 地域日本語教室への参加、やさしい日本語の活用</p>
連携	・ 県と関係機関との連携強化

## 第三章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

推進体制	・ 県の日本語教育推進体制等
計画見直し	・ 多文化共生推進基本計画に目標等を定める ・ 必要に応じて実施

## 第二章 日本語教育についての県の施策に関する事項

県の施策の方向性		
<p><b>幼児・児童・生徒等</b></p> <p>人数増加・多国籍化にきめ細やかに対応できる体制整備、保護者への情報提供が課題</p> <p>子供たちが未来を切り拓くため、適切な教育機会を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学促進</li> <li>・ 教員・教育機関への支援</li> <li>・ 多言語等による情報提供</li> <li>・ 保護者の理解促進</li> </ul>	<p><b>留学生等</b></p> <p>国内への就職割合が低く企業とのミスマッチが課題</p> <p>将来にわたり県内で活躍できるよう支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職等に必要な日本語教育機会提供</li> <li>・ 県内企業との就職マッチング</li> </ul>	<p><b>被用者等</b></p> <p>在留資格等により日本語習得状況は様々。企業側の体制整備も課題</p> <p>外国人材は企業の活性化や成長につながるの考えに立ち支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語指導者や教材等の情報提供</li> <li>・ 労働者憲章の普及</li> </ul>
<b>地域における日本語教育</b>		
日本語指導者の不足・ボランティアの高齢化等、体制が脆弱 日本語教室がない空白地域も課題		
生活に必要な日本語を身に付けるとともに、地域住民との交流の場としても重要 <b>地域日本語教育の体制整備により、多文化共生社会の形成を推進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町の様々な日本語教育の体制構築、取組支援による空白地域の解消</li> <li>・ 日本語教育専門人材の養成、人材バンクの設置運営</li> </ul>		
理解関心	・ 多文化共生関連事業を通じ、県民の日本語教育への理解と関心を増進	
水準向上	・ 日本語教育人材の養成、資質・能力向上のための研修等を実施	